

会議録

令和4年9月14日（水） 場 所 3階 第1研修室

会 議 名:第4回令和3年度木古内町決算審査特別委員会

出席委員：安齋委員長、吉田副委員長、平野委員、手塚委員、東出委員、相澤委員
廣瀬委員、竹田委員

欠席委員：なし

オブザーバー：又地議長

会議時間 午前9時30分～午後1時43分
事務局 片桐、福田

開 会

1.委員長挨拶

安齋委員長 ただいまから9月13日に引き続き、第4回令和3年度木古内町決算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、8名でございます。

よって、委員会条例第14条の規定による、委員の定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は、別紙配付のとおりです。

皆さん、おはようございます。お忙しい中、お疲れ様でございます。

きょうもスムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑者も答弁者も端的、明瞭に、簡潔に発言していただきますようによろしく願いいたします。

2.審査事項

(1)生涯学習課

安齋委員長 生涯学習課の皆さん、本日はご苦勞様です。

早速、審査に入りたいと思いますので、最初に加藤課長から概要があればご説明をお願いいたします。

加藤課長。

加藤生涯学習課長 改めまして、おはようございます。生涯学習課長の加藤です。

生涯学習課の決算は、三つの説明項目となります。

学校教育関係は敦澤（祐）主査、社会教育関係は佐藤（元）主査、学校給食センター関係は私からの説明となります。

また、昨年度の決算審査特別委員会より教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書を資料11の1に添付しております。あわせて、社会教育事業実施報告書につきましても、資料番号11の2に参考資料として添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、敦澤（祐）主査から学校教育関係について、説明をいたします。

安齋委員長 敦澤（祐）主査。

敦澤（祐）主査 生涯学習課学校教育グループの敦澤です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、学校教育グループ所管の決算について説明させていただきます。

はじめに歳出より説明させていただきます。

決算書の130ページ・131ページをお開き願います。

説明資料につきましては不用額が生じている科目がございますので、資料番号10、説明資料の62ページ・63ページをお開き願います。

10款 教育費、1項 教育総務費、1目 教育委員会費では、予算額 84万9,000円、決算額 74万4,540円で、87.7%の執行率となっております。

内訳につきましては、ほぼ例年どおりとなっておりますが、8節 旅費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会等が開催中止となったため、普通旅費・研修旅費ともに支出がございませんでした。

次に、2目 事務局費では、予算額 3,519万円、決算額 3,182万321円で、90.4%の執行率となっております。

1節 報酬で、198万8,499円の不用額が生じておりますのは、A L T（外国語指導助手）の入国が当初8月でしたが令和4年度に延期されたこと、及び特別支援教育支援員の勤務時間数が見込みよりも少なかったことによるものです。

同じく1節 報酬で、A L T通訳報酬は、A L Tの入国延期により支出がございませんでした。

特別支援教育連携協議会委員報酬及びいじめ問題対策委員会委員報酬の支出がございませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催することができなかったためとなっております。

続きまして、10節 需用費です。決算書、132ページ・133ページをお開き願います。

食糧費 4,899円は、来客用のお茶となっております。

11節 役務費で、A L T傷害保険料、13節 使用料及び賃借料で、A L T受入高速道路料金、18節 負担金補助及び交付金で、A L T招致負担金はA L Tの入国延期により支出がなかったものです。

同じく18節 負担金補助及び交付金で、木古内町生徒指導連絡協議会運営事業補助金は繰越金の金額内での協議会活動となったため、補助金の交付がありませんでした。

12節 委託料で、I C T支援業務委託料 158万8,800円を支出しております。

こちらは小中学校へI C T支援員を配置して、教職員への端末操作等に関する様々な支援のための委託料となっております。令和2年度は7節の報償費で、年間6回分の報償費として12万円支出しましたが、令和3年度は1年間を通しての支援ということで委託契約を結び、委託料を支出したものです。後ほど歳入でもご説明しますが、国の補助金を活用し実施した事業となっております。

3目 財産管理費では、予算額 2,374万4,000円、決算額 2,368万3,737円で、執行率99.7%となっております。

10節 需用費で、教職員住宅修繕費 39万577円となっております。

修繕費の詳細につきましては、資料番号10、説明資料の156ページに記載しておりますので、後ほどご参照願います。

12節 委託料の予算額 2,328万4,000円のうち、815万4,000円を前年度より繰り越しています。こちらはPCB安定器廃棄事業として、令和2年度と3年度の2か年継続の事業となっており、PCB安定器の処理委託料と運搬委託料をあわせて1,869万5,600円となりました。

決算書、134ページ・135ページをお開き願います。

2項 小学校費、1目 学校管理費では、予算額 3,187万7,000円、決算額 3,076万1,971円で、96.5%の執行率となっております。

10節 需用費で1,089万777円となっており、教材・教具楽器修理費及び校舎修繕費の内訳については、資料番号10、説明資料156ページに記載しておりますので、後ほどご参照ください。

同じく需用費の中の食糧費 5,905円は、来客用のお茶となっております。

薬品費については、融雪剤の購入がございました。

需用費の不用額 94万9,223円は、電気料及び燃料費の減となっております。

11節 役務費で、通信料が新たな項目として支出しております。

1人1台のタブレット端末活用にかかる校内ネットワーク通信料、及び貸出し用モバイルWi-Fiの通信料となっております。

決算書、136ページ・137ページをお開き願います。

14節 工事請負費では、前年度からの繰越事業で換気機能付エアコンの取付工事の完了払として、1,650万円を支出しております。

17節 備品購入費のうち、コロナウイルス感染症対策としてタブレット型サーマルカメラ2台の購入費 21万9,560円を支出しております。

2目 教育振興費は、予算額 437万円、決算額 397万7,117円で、91%の執行率となっております。

7節 報償費では、各部活動・大会参加報償費として、85万4,636円を支出しております。

令和2年度はコロナウイルス感染症の影響で大会の中止が相次ぎましたが、令和3年度に入り大会の開催が再開されたものも多く、第66回北海道吹奏楽コンクール・第21回東日本吹奏楽大会で、73万円支出しております。

13節 使用料及び賃借料 37万2,960円につきましても、各種大会の楽器運搬等にかかる車借上げ料となっております。

決算書、138ページ・139ページをお開き願います。

18節 負担金補助及び交付金では、義務教育用教材副読本として68万7,988円を支出しております。

こちらは保護者負担の軽減を図るため、紙媒体のドリルや单元テスト等の購入費用を町で負担したものです。

3項 中学校費、1目 学校管理費では、予算額 3,910万7,000円、決算額 3,835万5,445円で、執行率98.1%となっております。

食糧費 6,577円は、来客用のお茶となっております。

教材・教具・楽器修理費及び校舎修繕費の内訳につきましては、資料番号10の説明資料156ページ・157ページに記載しておりますので、後ほどご参照願います。

需用費の不用額 57万3,322円は、電気料及び燃料費の減となっております。

11節 役務費では、通信料を新たな項目として小学校費と同じく支出しております。

1人1台のタブレット端末活用にかかる校内ネットワーク通信料及び貸出し用モバイルWi-Fiの通信料となっております。

雪庇除去料につきましては、雪庇除去の必要がなかったことにより支出がございませんでした。

決算書、140ページ・141ページをお開き願います。

14節 工事請負費で、グラウンドフェンス改修工事として605万円、前年度からの繰越事業で換気機能付エアコンの取付工事の完了払として、1,175万9,000円を支出しております。

17節 備品購入費のうち、コロナウイルス感染症対策としてタブレット型サーマルカメラ2台の購入費 21万9,560円を支出しております。

3項 中学校費、2目 教育振興費です。

予算額 960万6,000円、決算額 900万3,363円、執行率93.7%となっております。

7節 報償費で、各部活動・大会参加報償費が209万1,065円と、前年度に比べ180万円ほど増となっております。

こちらは小学校と同じく、令和3年度に入りコロナウイルス感染症の影響で中止されていた大会等が再開され、多くの大会に参加することができました。大きなものとしては北海道陸上競技大会及びジュニア陸上選手権大会で74万8,386円、第66回北海道吹奏楽コンクール及び第26回全日本管打楽器ソロコンテストで38万9,603円、北海道中学校スキー大会で31万1,080円を支出しております。

10節 需用費では、教科書の採択替えに伴い教師用指導書 157万9,050円を支出しております。

決算書、142ページ・143ページをお開き願います。

13節 使用料及び賃借料 21万1,560円につきましては、各種大会の楽器運搬等にかかる車借上げ料となっております。

17節 備品購入費のうち部活動用備品 150万9,970円ですが、吹奏楽部でアルトサクソ 55万4,400円、チューバ 91万3,000円を支出しております。

18節 負担金補助及び交付金では、義務教育用教材副読本として24万2,042円を支出しております。

こちらも小学校費と同じく、保護者負担の軽減を図るための紙媒体のドリルや単元テスト等の購入費用を町で負担したものです。

修学旅行キャンセル料負担金はコロナウイルスの感染状況を考慮し、2年生の宿泊研修は期日を延期、3年生の見学旅行は行き先を変更したことにより生じたキャンセル料を保護者負担とせず、町負担として支出したものです。

決算書、156ページ・157ページをお開き願います。

11款 災害復旧費、2項 文教施設災害復旧費、2目 学校施設災害復旧費です。

予算額 281万円、決算額 277万5,187円、執行率98.8%となっております。

昨年11月2日に発生しました豪雨被害により床上浸水被害を受けました旧中学校横の教員住宅、こちらの修繕費用として10節 需用費で272万187円、12節 委託料で住宅内の消毒作業委託料 5万5,000円を支出しております。

歳出につきましては以上となります。

続けて歳入の説明に入ってもよろしいでしょうか。

安齋委員長 お願いします。

敦澤（祐）主査。

敦澤（祐）主査 それでは、歳入になります。

決算書の24ページ・25ページをお開き願います。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目・1節 教育費補助金 要保護児童生徒就学援助費補助金 1万1,000円、及び特別支援教育就学奨励費補助金 1万1,000円は、町負担額の2分の1が補助されたものとなっております。

公立学校情報機器整備費補助金 79万4,000円は、歳出にてご説明いたしましたICT支援業務委託料 158万8,800円に対する2分の1の補助となっております。

続きまして、32ページ・33ページをお開き願います。

16款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、2節 教育職員住宅貸付収入で、3月末で11戸入居しており、263万4,200円となっております。

40ページ・41ページをお開き願います。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入で、生涯学習課のうち日本スポーツ振興センター保護者負担金が6万7,160円、NHKお天気カメラ設置電気使用料が6万1,116円、こちらは木古内中学校の屋上に設置されておりますお天気カメラの電気使用料となっております。

日本スポーツ振興センター共済掛金返還金 1,685円は、要保護・準要保護児童生徒に係る共済掛金の一部返還金となっております。

会計年度任用職員の雇用保険繰替金は、6万8,932円が学校教育グループ所管分です。

公衆電話手数料等 1万1,410円は、小中学校に設置されている公衆電話利用分となっております。

歳入の説明は以上です。

続けて奨学資金の説明に入らせていただいてもよろしいでしょうか。

安齋委員長 お願いします。

敦澤（祐）主査。

敦澤（祐）主査 続きまして、奨学資金貸付運用基金に関する内容についてご説明いたします。

資料番号10、説明資料の160ページをお開き願います。

一番上の表になりますが、⑤令和3年度末の基金会計の残高は6,302万6,700円で、基金の運用状況は1,697万3,300円となっております。

次に下の1の令和3年度償還実績額内訳ですが、令和3年度償還予定額 130万円に対し、償還額が107万3,000円で、償還率 82.5%となっております。

表の右側については、償還遅延分になりますが、未納額が798万9,300円で、償還実績額が14万3,000円、償還率が1.8%となっております。

次に一番下の表2の令和3年度貸付額内訳ですが、高校生1名、大学生3名の計4名に84万円の貸付けを行っております。

うち、令和3年度の新規貸付分として大学生1名、24万円となっております。

説明資料の161ページをお開き願います。

こちらには、令和3年度奨学資金償還遅延者状況を掲載しております。

貸付件数18件、世帯数12世帯で、令和3年度末未納額が784万6,300円となっております。参考としまして、今年度6月30日現在の令和3年度末未納分に係る入金状況ですが、表の右側から3列目にあります、6万5,000円が入金済となっております。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

安齋委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

東出委員。

東出委員 3番 東出です。

大変上手な説明をいただきまして、聞いていて大変良かったなと思います。

それで131ページ、関連しまして133ページのスクールバスの運転について、ちょっとお伺いしたいなと思います。

つい最近なんですけれども、きょうちょっと新聞の記事を持ってきたんですけれども、耳を疑うような事故、例えばこれが幼稚園児のバスの中に置き去りにしてしまって、尊い命を亡くさせてしまったという事件。それからもう1か月も経とうかな、大型バスがガードレールにぶつかって炎上して、運転手を含め乗客が1名亡くなって怪我をするという大変痛ましい事故が発生しているんですよ。それで私は、当町においても農地を回るスクールバス、それから海岸線を走る大型のバスですよ。これらについて金額的なものとして、これからちょっと委員長悪いけれども話題が外れるんですけれども、これ大事な問題だと私認識していますので、了解していただきたいと思います。

まずやはり運転手さんの日々の健康管理については、教育委員会としてどのように農地を回るのこれは直接あれしていますよね、それから海岸線を走るバスは委託していますよね。ただ、そこでやはり児童生徒の安全を確保するためには、やはり農地を回っている運転手さんは私と同級生で、もう来年になると70なんです。だから、辞めさせるとかなんとかの問題じゃないですよ。ただ、現状こうやって使っている以上は、やはりその人達の健康管理という部分、この人はこういう薬を飲んでいます、こういう病気を持っていますという部分まで、あなた達のほうできちんと把握しているのかどうなのか。それから、当然運行日報です。その日その日の部分についても、どういう管理をしているのか。これ間違っちゃって事故とか起きたらあなた達大変な問題になっちゃうんですよ。だから、やはりこれは事前に防いでいく、そして日々安全な運行に携わって、児童・子どもを玄関先まで届けるっていうのがこれは大事な仕事だと思うんですよ。したがって、こういう議論ってしたことなかったんですけども、いま一度やはり原点に戻って行って、そしていくのが私は第一だろうと思うんですけれども、まずその辺例えばアルコール検査、それから運転手さんの年に1回の健康診断、それから運行日報、運転日誌っていうんですか、それらについてはどういうふうに管理されているのかお伺いしたいと思います。

安齋委員長 敦澤（祐）主査。

敦澤（祐）主査 ただいまの東出委員の質問について、お答えいたします。

まず健康診断なんですけれども、うちの直営で会計年度任用職員で任用している農地法面の職員につきましては、職員と同じく年1回の健康診断が必ずございますので、そちらのほうで確認して結果もうちのほうにきますので、それで確認しております。

もう一方の釜谷方面は委託してございますが、そちらも年1回健康診断は必ず受けていただいておりますので、それで確認はとれております。

アルコールのほうも事前に運行前に確認はしていただいておりますので、そちらも問題ございません。

あと運転の日報なんですけれども、月末です。必ず1か月分を教育委員会のほうに出していただく形になっておりますので、そちらで確認がとれておりますので、問題なくここはできていると思います。以上です。

安齋委員長 東出委員。

東出委員 問題ないということなので、私も安心しましたけれども、これはやはり日々運転手さんとコミュニケーションを取っていくこと、いかないとちょっとした慣れでもって委託したからどうのこうのじゃなく、それから健康状態だってやはり話をしているうちにだんだん「あなたこの病気で薬飲んでいるの」とか、「月に1回病院に行つて診察を受けているのか」というやはりそういうコミュニケーションを私は取っていただきたいなと思っておりますので、間違っても事故はまず絶対発生させないっていうもとので、あなた達も日々運転手さんとのコミュニケーションをとっていただきたいなと思っております。これは、本当にあつてはならないことなので、十分これについてはいまのところそういう形でやっているのであれば、私は心配しません。とにかく気をつけていただきたいと思っております。

それと副町長、いまの関係なんだけれども、例えばいまきょう来る時も行き会つたんですけれども、人の命を預かる部分で町有バス、それから医療送迎バス、それから国保病院では医師の送迎等もやっていますし、いさりびでは通所者の送り迎えをしているんだけど、この辺はやはりいま教育委員会から返答いただいたんですけれども、運行管理についていまいろいろ諸問題が発生しているものだから、この辺についてはどういう考え方を、またはどういういま日々行っているのか教えていただきたいと思っております。

それから、もう1点は会計年度任用職員の関係なんですけれども、年齢的な制限はあるのかないのかをちょっと、私いままであまり触つたことないので、この機会にちょっと委員長、逸脱しますけれどもよろしいですか。

安齋委員長 それだけ答えていただくということで。

副町長。

羽沢副町長 ただいまの東出委員の質問にお答えいたします。

町有バス含めた町のいさりびですとか全てのものにつきましては、いま生涯学習課でお答えしたとおり、健診については年に一度当然実施しておりますし、またその結果も把握しております。それぞれの所管課において確認をとれておりますし、運行前点検はそれぞれが行っておりますし、体調不良の部分があれば当然ながら違つかたに運転していただくなどの措置もとっておりますし、それぞれの日報というものも毎日しっかりと記録しているというのが現状です。ただ、病院の医師の送迎の部分につきましては、日報で管理していたかというのはちょっといま自分の中では確認がとれないところでございます。

会計年度任用職員です。この年齢については、年齢制限はございません。ということでご理解ください。以上です。

安齋委員長 ほか質疑ございますか。

平野委員。

平野委員 平野です。

2点ほどお伺いいたします。小中共通なんですけれども、通信費のモバイルWi-Fi、小中ともにちょっと予算の時の資料持っていないくて、まず何台ずつか教えていただきたいのと実際の使用頻度、どの程度モバイルWi-Fiの貸し出しが小学校・中学校それぞれされているのか。現状の把握を教えていただきたいと思います。

それと、ページでいきますと決算書の139ページなんですけれども、今年度コロナの関係上小学校費・中学校費がそれぞれエアコンの取り付けでしたり、様々なコロナに関連する備品の購入をしているところです。コロナの部分で金額が増えたのはわかるんですけれども、中学校費の需用費の一般消耗品費、こちらがこのような項目で当初予算よりもこのくらい上がるということこれまでもほぼなかったんですけれども、これもコロナ関連に関わってこうなのか、それ以外の部分での執行の増なのかをお伺いいたします。

安齋委員長 敦澤（祐）主査。

敦澤（祐）主査 ただいまの平野委員のお尋ねについて、お答えいたします。

まず通信費のモバイルWi-Fiの契約台数なんですけれども、小学校・中学校ともに11台ずつ契約しております。

使用頻度なんですけれども、小学校・中学校ともに校外学習等があった際に、タブレットを持って学習しに行くものですから、その際に使用したり、あとは中学校で大雪の関係で臨時休校になった時がございまして、その時もタブレットを持ち出しして、自宅で学習したことがありましたので、その際も5台程度中学校のほうで貸し出しをしております。

そのほか、ただ契約だけしていて投げっぱなしというのは通信費の無駄になりますので、職員がズーム会議等ある際に貸し出ししたりなどして、学校に貸していない間は職員のほうで運用などして活用しております。

次が中学校費の一般消耗品費なんですけれども、こちら当初予算より多く支出になって、節内で調整させていただきました。

こちら先ほどありましたとおり、コロナの感染症対策にかかる消耗品関係が年度末に不足しまして必要になりましたので、それを節内で調整して購入させていただきました。

以上となります。

安齋委員長 平野委員。

平野委員 わかりました。モバイルWi-Fiについては、私の当初の思いでは光環境、いわゆるインターネット環境のない子が家庭に持ち帰る時に貸し出しするというイメージだったんですけれども、実際校外学習で小学校・中学校それぞれ校外に持ち出して行く時はたしてこれ何台使うんですか、1台での許容範囲と言いますか。実際いまの先生方も使われているっていうのは理解しますけれども、いまのこの11台っていうのが今年度の決算を通じて適切なのか、今後もう少し減らしていくっていう考えがあるのかも含めて最後お聞きできればと思います。

安齋委員長 敦澤（祐）主査。

敦澤（祐）主査 モバイルWi-Fiなんですけれども、1台で8台まで接続は可能となっております。校外学習をする際どうしても班が分かれますので、5台・6台は一度に小学校・中学校で使う形にはなりません。

現在、11台・11台で契約しておりますが、今年度令和4年度で契約変更の年になります

ので、それまでの間にちょっと精査しまして、台数のほうはいまのところ減る予定でおります。まだ2月なのでそれまでに精査して台数の調整はかけたいと思っております。

以上です。

安齋委員長 ほか質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 なければ、私のほうから一つだけ確認させていただきたいんですが、前にどこかの会議の中で雪庇の除去について聞いたことがあると思うんですけども、この年度については雪庇除去費がゼロというふうになっておりました。それなりの雪は降ったと思うんですけども、結局この時ってというのはやるほどでもないっていうことの判断をされたんでしょうか。

敦澤(祐)主査。

敦澤(祐)主査 ただいまのお尋ねについてですが、小学校費のほうでは雪庇の除去を行いまして、支出しております。執行がなかったのが中学校になるんですけども、中学校の雪庇というのが生徒玄関の横の人の通らないところに多く出る形になりますので、そちらのほう下にトラロープを張りまして、そこからは入れないという安全対策をした上で、雪庇の除去は必要ないなということで、執行がございませんでした。以上です。

安齋委員長 わかりました。ありがとうございます。

ほか質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 なければ、学校教育グループのほうの所管分はよろしいですね。

それでは、次の担当分ということでお願いをいたします。

それでは、説明を求めます。

佐藤(元)主査。

佐藤(元)主査 社会教育グループの佐藤です。よろしくお願ひいたします。

私のほうから、社会教育グループにかかる決算について説明させていただきます。

はじめに、歳出より説明させていただきます。

一般会計決算書、142ページ・143ページをお開き願ひます。

説明資料につきましては、不用額が生じている科目がございますので、資料番号10、説明資料の62ページ・63ページをお開き願ひます。

10款 教育費、4項 社会教育費、1目 社会教育総務費です。

予算額 1,583万5,000円に対し、決算額 967万6,523円、執行率 61.1%となりました。

主なものといたしまして、12節 委託料 町史作成業務委託料 決算額 800万8,000円、なお585万2,000円は、繰越名許費としております。

次に145ページ、18節 負担金補助及び交付金 113万4,860円、主なものといたしまして各連合会への補助金、また木古内町少年団・サークル等活動支援金 105万5,000円となっております。

続きまして、144ページ・145ページをお開き願ひます。

2目 公民館費です。

予算額 9,889万5,000円に対し、決算額 9,599万7,557円です。執行率97.1%です。

主なものといたしまして、1節 報酬 590万9,274円、こちらは公民館守衛、清掃員、

図書整理員の5名分の人件費となっております。

7節 報償費 107万5,800円、こちらは町内の児童を対象としたプログラミング教室の講師派遣料となっております。

8節 旅費 委員会費用弁償が0円となっておりますが、コロナ禍において、集会の参加がなかったことによるものとなっております。

10節 需用費 552万1,026円、主用なものとしまして一般消耗品費 104万1,789円、電気料 296万768円、燃料費 110万3,064円、修繕費 34万4,998円となっております。

不用額が231万5,974円となっております。

要因としましては、緊急事態宣言及び11月に発生しました豪雨災害により施設を閉館したことによる、施設の電気料の減少が主な原因となっております。

なお、修繕費の内訳につきましては、資料番号10、説明資料157ページに記載しておりますのでご参照願います。

次に、決算書146ページ・147ページをお開き願います。

14節 工事請負費 7,893万2,480円、地下タンク液面計等設置工事費 214万1,480円、公民館外壁・屋外建具改修工事 7,679万1,000円となっております。

15節 原材料費のうち、公民館講座原材料費が支出額が0円となっておりますが、こちらもコロナ禍におきまして公民館講座を開催できなかったことによるものです。

17節 備品購入費 156万1,081円、内訳としまして図書購入費 75万7,421円、公民館備品 80万3,660円となっております。

続きまして、3目 資料館運営管理費です。

予算額 248万6,000円、決算額 220万1,702円、執行率88.6%です。

主なものとしまして、10節 需要費 156万893円、主要なものとしまして、電気料 30万2,081円、燃料費 63万8,130円、修繕費 23万7,435円で、修繕費の内訳につきましては、先ほどと同様資料番号10、説明資料157ページに記載しておりますのでご参照ください。

8節 旅費について、支出額が0円となっておりますが、コロナ禍により研修等が中止になったことによるものとなっております。

続きまして、148ページ・149ページをお開き願います。

10款 教育費、5項 保健体育費、1目 保健体育総務費です。

予算額 174万3,000円、決算額 103万2,001円となっております。執行率は59.2%です。

主なものとしまして、7節 報償費として65万8,346円、こちらがスポーツ教室講師謝金として主にプールのインストラクターの謝金と各種大会の参加報償費となっております。

同節7節の報償費に不用額が生じております。48万6,654円となっております。

資料番号10、説明資料63ページ・64ページに記載しておりますのでご参照願います。

要因としましては、3月に予定していましたが全道大会がなくなったことによる不用額となっております。

続きまして、8節 旅費のうち委員費用弁償が0円となっておりますが、こちらも先ほどと同様コロナ禍において、集会の参加がなかったことによるものとなっております。

続きまして、2目 保健体育施設費です。

予算額 3,063万1,000円、決算額 2,749万6,147円、執行率89.8%です。

主なものとしまして、1節 報酬 833万6,360円、こちらはスポーツセンターの会計年度任用職員及び各施設の管理人の人件費となっております。

なお、1節 報酬につきまして、69万1,640円の不用額がございます。

主な要因として、緊急事態宣言等により施設の閉館に伴って勤務時間が減少したことによる支出の減となっております。

150ページ・151ページをお開き願います。

10節 需要費 843万5,806円、主要なものとしまして、電気料 264万790円、水道料 69万544円、燃料費 339万4,851円、修繕費 63万9,902円となっております。

修繕費の内訳につきましては、資料番号10、説明資料158ページに記載しております。

なお、印刷製本費が0円となっておりますが、こちらはパークゴルフ場に係るパンフレットの印刷費となっておりますが、在庫数を鑑み、前年度印刷を行わなかったことによるものです。

不用額がございます。不用額 183万9,194円となっております、主な要因としましてコロナ禍による施設閉館に伴い、施設の電気料の減少によるものとなっております。

152ページ・153ページをお開き願います。

15節 原材料費 66万4,477円のうち、ペンキ等の支出が0円となっております。

こちらは、購入がなかったことによるものです。

また、不用額がございます。不用額 47万8,523円は、各施設の営繕材料の減によるものとなっております。

続きまして、決算書156ページ・157ページをお開き願います。

11款 災害復旧費、2項 文教施設災害復旧費、1目 社会教育施設災害復旧費です。

予算額 2,821万6,000円、決算額 23万6,860円、執行率0.8%です。

主要なものに関しまして、災害により破損した機器の修繕費 15万9,860円、また水没しました中央公民館地下部分の消毒委託料 7万7,000円となっております。

また、14節 工事請負費 中央公民館復旧工事 2,450万円及び17節 備品購入費公用車購入費 347万9,000円につきましては、全額繰越名許費としております。

続きまして、決算書158ページ・159ページをお開き願います。

3目 保健体育施設災害復旧費です。

予算額 60万円、決算額 54万7,800円、執行率91.3%です。

こちらは、10節 需用費 災害施設修繕費として、鷹取球場等へ流入した土砂撤去作業の費用となっております。

歳出の説明については、以上です。

次に、歳入の説明に移ってよろしいでしょうか。

安齋委員長 お願いいたします。

佐藤（元）主査。

佐藤（元）主査 歳入について、説明させていただきます。

決算書、18ページ・19ページをお開き願います。

13款 使用料及び手数料、1項 使用料、4節 教育費使用料は、予算額 213万7,000円に対し、収入済額 110万126円となっております、内訳は記載のとおりとなっております。

資料番号10、説明資料159ページにパークゴルフ場の利用状況を記載しておりますのでご

参照ください。

続きまして、決算書30ページ・31ページをお開き願います。

15款 道支出金、2項 道補助金、5節 教育費補助金、1節 社会教育費補助金です。

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 3万2,000円は、木古内無名塾及び木古内無名塾ジュニアの活動に対する補助金です。

決算書、40ページ・41ページをお開き願います。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入 生涯学習課社会教育グループ所管のものは、公民館講座受講料 2万2,797円、こちらは水中運動教室リロナイふれあい学園の受講料となっております。

また、雇用保険料繰替金 2万8,241円が社会教育グループ所管分となっております。

歳入の説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。

安齋委員長 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 質疑がないようなので、社会教育グループの審査を終わります。

(2) 学校給食センター

安齋委員長 それでは、次に給食センターということで、加藤給食センター長。

加藤学校給食センター長 それでは、学校給食センター所管の令和3年度決算についてご説明いたします。

最初に、歳出からご説明いたします。

決算書、152ページから153ページをお開き願います。

あわせて資料番号10の決算審査特別委員会説明資料64ページ・65ページに不用額を、158ページ下段に修繕一覧表を添付しておりますので、ご参照ください。

まずは、不用額について説明いたします。

資料番号10の決算審査特別委員会説明資料の64ページ・65ページをご参照ください。

中段、学校給食費の報酬 43万5,727円の不用額ですが、月額支給者の会計年度任用職員の退職に伴いまして、日額支給者の職員に変更となったため、不用額が発生しております。

需用費については燃料費、主に灯油が見込みよりも少なかったことによる減となります。

それでは、決算書の説明に移ります。

決算書、152ページ・153ページです。

10款 教育費、5項 保健体育費、3目 学校給食費 予算額 4,985万7,000円、決算額 4,853万7,791円です。

不用額 131万9,209円、執行率が97.44%です。

1節 報酬 決算額 1,096万3,273円は、調理員5名、パート調理員1名の報酬でございます。

学校給食センター運営委員会は、コロナウイルス感染症の拡大により開催できませんでした。

4節 共済費 178万8,398円は、調理員5名分のそれぞれの保険料となっております。

8節 旅費 決算額 0円につきましては、コロナウイルス感染症拡大により会議等をやむを得なく中止しておりまして、運営委員会が開催できなかったことによる費用弁償を支出しておりません。

10節 需用費 決算額 1,354万9,813円で、不用額 50万8,187円は、先ほど説明したとおり主に燃料費が見込みより少なかったことによるものとなります。

なお、決算資料の158ページの下段に、修繕内容を記載しておりますので後ほどご参照願います。

11節 役務費 決算額 91万8,163円は、主なものについてはノロウイルス検査手数料53万9,000円となります。

給食職員が10月から3月の間に6回の検査に伴う費用となります。

12節 委託料ですが、決算書155ページまでまたがっております。

決算額 886万8,575円です。主なものは給食配送委託料 540万2,100円で、その他は給食機器の保守委託料となります。

決算書、154ページから155ページをお開き願います。

13節 使用料及び賃借料は、記載のとおりです。

15節 原材料費 決算額 1,242万218円です。予算内の執行となっております。

18節 負担金補助及び交付金、記載のとおり各団体への負担金となります。

以上で、歳出の説明は終わります。

引き続き、歳入について説明してもよろしいでしょうか。

安齋委員長 お願いいたします。

加藤給食センター長。

加藤学校給食センター長 それでは、決算書36ページ・37ページをお開き願います。

20款 諸収入、5項・1目 雑入、1節 学校給食費 予算額 258万5,000円、調定額 258万9,849円、収納済額 232万9,994円、収納率は90%となっております。

学校給食費の収入済額は232万9,994円で、内訳は現年度分が232万2,994円で、過年度分が7,000円となっております。

なお、現年度分については100%の収納となっております。

学校給食費未納者の状況について、ご説明いたします。

資料番号10の決算審査特別委員会説明資料の162ページをご参照ください。

令和3年度当初の未納額は3世帯で26万6,855円です。

年度中に1世帯から7,000円が納入され、年度末の過年度未納額は、25万9,855円という状況となっております。

なお、過年度未納額につきましては、一部を除いて少額ではありますが、納入の意思をもって分割等により納入されていることから、今後も完納に向けて引き続き収納に努めていきたいと考えております。

次に、決算書41ページの3節 雑入です。

備考の生涯学習課欄で、雇用保険繰替金の二つ目、3万1,572円は、給食センター調理員分の雇用保険本人負担分となります。

以上で、歳入の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

安齋委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

竹田委員。

竹田委員 給食センターの修繕費の関係で、毎年のようにいろんな機器の修繕だとかが出てくるんだけど、給食センターのやはり設置から経過年数を見る中では、計画的な例えば設備の改修の更新っていうかそういう計画をきちんとやはりもう立てるべきなのかな。

やはりこの給食センターは、途中で機械が壊れた、給食ができないっていう事態をなくするためにもそういう計画的な点検をして更新計画をきちんと立てるべきだと思いますけれども、その辺については。

安齋委員長 加藤給食センター長。

加藤学校給食センター長 竹田委員の給食センターの機器類の更新の関係のご質問です。

委員がおっしゃるとおり、平成15年にいまの給食センターが運営されております。ことで19年経ちます。それで、入れ替えについては、町の個別施設計画のほうでは年次張り付けはしているんですけども、機器によりまして1,000万円前後やはり厨房機器等しますので、そこら辺は高価なものとなりますので、毎年定期点検を実施して大きな不具合が生じないようにその前に修繕を行って、できるだけ長く機器をもたせて予防保全に努めるというのがいまの考えでございます。以上です。

安齋委員長 ほか。

平野委員。

平野委員 平野です。

ほかの課の審査の際にも例えば税金の滞納でしたり、その時にも学校給食費の未納の話がチラッと出たり、一部の議員ではそろそろ不納欠損も考えなければならないのではないかなんて意見は出たところなんですけれども、以前教育長の力強いお言葉で、「不公平は許されない」と「なんとしても収納に向けて努力される」という言葉を聞いた記憶がございます。ここにもそのようなお言葉が書いているんですけども、残念ながら当然教育長の強い思いはある中ですが、担当課長でしたり担当課が変わっていく中、この令和3年度もどのような流れだったのかはちょっと存じませんが、備考欄に書いてある上からいきますと、2年度中に本人と会うことができなかった。Bのかたは3年度中には会うことができなかった。Cのかたも会えなくなったって書いているんですけども、これ会う努力をされていないとしか言いようないですね。会えますよ、どのかたも。そう思いませんか。どうですか。令和3年度は違ったかもしれませんが、加藤給食センター長、どう思いますか、この備考欄については。取組状況も含めて。

安齋委員長 加藤給食センター長。

加藤学校給食センター長 平野委員のご質問ですけれども、未納のかたに対して面談ができたのではないかというお尋ねです。

確かにできたと思いますが、コロナ禍ということでの電話連絡等でのお話し合いが主になったのかなというふうに思います。いまおっしゃられるとおり、面談のほうにつきましては、これは申し訳ないんですけども、今年度はもう徹底して実施しまして、教育長がおっしゃったとおり公平性を保つという観点から、少しずつでも分納していただくというようにいまは手立てを行っておりますので、ご理解ください。よろしく願いいたします。

安齋委員長 平野委員。

平野委員 コロナ禍だということで、会いに行くのを遠慮したっていうことが実際あったのかもしれませんが、やはりしっかり収納するっていう気持ちの言葉と、この令和3年についてはちょっと合致していないのかなと正直感じます。審査は終わりましたが、例えば奨学資金も同様の観点で、例えば学校給食費のたった3件3世帯で、このうちの2世帯は、分納でも実際納めているんです。本当たったこの3件だけじゃないですか。金額は確かに多いところもありますけれども、完納に向けていける目安もあると思うんです。でも早くなくしたいですよ、もう無償化になってこれだけ年数過ぎて。1名のかたは払うことを完全に拒否しているっていう状況があるのかもしれませんが、やはり会えなくて分納さえもできなかったっていうことが今後ないように取り組んでいただきたいと思います。

安齋委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 なければ、以上で生涯学習課及び給食センターについての決算の審査を終了いたします。

生涯学習課の皆さん、お疲れ様でございました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

(3) 建設水道課

安齋委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

建設水道課の皆さん、本日はご苦労様です。

それでは、建設水道課所管の決算について、審査をはじめます。

それでは、審査に入りたいと思いますので、担当課のほうから説明をお願いいたします。

土門主任。

土門主任 建設水道課財産担当をしております、土門と申します。

はじめに、歳出から説明いたします。

決算書、54ページ・55ページをお開きください。

下段の2款 総務費、1項 総務管理費、3目 施設管理費は、施設の会計年度任用職員の報酬、各施設にかかる維持管理委託料、修繕費、公用車管理が主となっており、予算額1億396万7,000円、決算額 1億232万642円となっております。

昨年度と比較しますと、工事請負費において泉沢生活改善センター改修工事等を実施したことにより、約1,800万円程度の増額がありました。

また、10節 需用費において不用額が発生しておりますが、資料番号10、60ページから61ページの不用額一覧に記載しておりますので参考とさせていただきます。

決算書、54ページから57ページの1節 報酬から11節 役務費、58ページから59ページの13節 使用料及び賃借料、24節 積立金、26節 公課費は例年並みとなっており、15節 原材料費の執行はありませんでした。

12節 委託料においては、58ページから59ページの委託料の備考欄に記載してあります、

産業会館設備改修工事実施設計業務、公共施設等総合管理計画見直し業務の2業務を行っております。

14節 工事請負費では、備考欄に記載しております三つの工事を行っております、泉沢生活改善センター改修工事及び公共施設自動水栓化工事につきましては、資料番号10、18ページに記載しております、主要な施策事業説明資料を参考としてください。

17節 備品購入費では、新型コロナウイルス感染症対策として3階第5研修室及び議場にアクリル板を購入しております。

18節 負担金補助及び交付金においては、下水道受益者負担金が前年度と比べて減額となっております。

以上、歳出になります。

続いて、歳入に入ってもよろしいでしょうか。

安齋委員長 お願いします。

土門主任。

土門主任 歳入の説明をいたします。

決算書、16ページから17ページをお開きください。

下段の13款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 総務費使用料、1節 会館使用料は、産業会館と各福祉施設の使用料 3万4,080円となっております。

決算書、32ページから33ページをお開きください。

中段、16款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、1節 土地建物貸付収入は、町有地等の貸付、3節 町職員住宅貸付収入は、職員への住宅貸付、続いてその下、2目・1節 利子及び配当金、備考欄の中段、旧江差線施設解体撤去事業準備基金利子収入が財産担当分です。

2項 財産売払収入、1目 不動産売払収入、1節 土地売払収入は、中央通改良工事及び一般国道228号線の茂辺地木古内道路工事に伴う土地売払収入となっております。

決算書、38ページから41ページになります。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入、備考欄下段、建設水道課内、公営住宅共同電気料、コピー料金をのぞき、財産施設担当分となっております。

なお、41ページの備考上から7行目、中央通改良工事工作物移転補償につきましては、役場前に設置しておりました掲示板及び避難場所案内板及び、冷水線付近の中央公民館等案内板の移設補償費となっております。

決算書、42ページ・43ページをお開きください。

20款 諸収入、5項・1目・雑入、4節 公共施設損害補償保険金は、南北自由通路の北口屋根及び町民プールの屋根が令和3年2月に雪害により破損したことに対する補償保険金となっております。

5節 公用車損害補償保険金につきましては、令和3年11月の大雨により教育委員会に設置しておりました公用車が水没したことに伴う補償保険金となっております。

なお、公用車は全損となりましたので、車両見積額による保険料となります。

6節 教職員住宅損害補償保険金につきましても、大雨災害により床上浸水した教職員住宅の補償保険金となっております。

以上、歳入の説明を終わります。

安齋委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

平野委員。

平野委員 平野です。

予算措置としては建設水道課なんですけれども、内容については建設水道課のみならず、全体をとおして総務課長も出ておられますので聞きたいんですけども、決算書の59ページ、13節の使用料及び賃借料の中で車借上料、この項目につきましては令和3年から公用車をレンタカーあるいはカーシェアという新たな取り組みでの予算措置だったと思うんですけども、当初予算の75万に対して41万円の執行ということで、この新たな取り組みについての予算の執行率もそうですし、内容について新たに組み込んだ成果と言いますか、今後の課題と言いますか、その辺の把握を教えてくださいなと思います。

安齋委員長 構口課長。

構口建設水道課長 平野委員のいまのレンタカーのリースの関係に関する質問ですが、まず建設水道課としましては、あくまでも財布ということ、予算のほうを執行させていただいています。運営のほうについては、産業経済課のほうで行っておるんですが、一応私どものほうでも連携は取っておりますので、まず成果としましては、去年の段階で2台公用車のほうの関係を減らしたという経緯があった中で、それをリースのほうに変えたという経緯がございます。去年は、コロナの関係によることで、正直使用率というのは予算70万ほど確保したんですが、やはりよろしくなかったという部分はございます。

その中で、レンタカーのリースのほうに関しては、観光による9町連携ということも踏まえて、町のほうも必要だということ判断した上で、この事業をやっていくということで、令和3年度若しくは令和4年度でも予算化しておりますので、今後コロナの収束によってまた観光事業が伸びるといことも含めて、また公用車としての利用も含めて、今後成果も含めて、どのようなことになるかということも検証して、また次の段階でどのようにしていくかということは、庁舎内でまた協議していくことになるかと思えます。以上です。

安齋委員長 平野委員。

平野委員 いまの答弁ですと令和3年については、コロナ禍の中で適正な今後の展望を見極めることができなかつたので、引き続き経過を含め適正化どうかを判断していくっていう解釈でよろしいですか。わかりました。

安齋委員長 ほか質疑ございますか。

竹田委員。

竹田委員 1点だけ、確認したいと思えます。

町有地の貸し付けの中で未済額が35万ほどあるんですけども、これは令和4年に入って収納済みなのかどうか、その辺含めて。

安齋委員長 構口課長。

構口建設水道課長 土地借上収入に関する未済額に関しては、今年度まだ入っておりません。

安齋委員長 ほか質疑ございますか。

私から、39ページの雑入で自動車解体料で8万円ってあるんですけども、これはどういう意味でしょうか。教えてください。

土門主任。

土門主任 こちらの自動車解体料につきましては、木古内町の公用車の解体料になります。

全部で3台ありまして、普通自動車2台と貨物の先ほどおっしゃいました教育委員会で管理しています水害で破損しました全損しました車の解体料、処分費のスクラップの料金が入ってくるお金になります。鉄くずの処理費として入ったものです。

安齋委員長 わかりました。ありがとうございます。

ほか質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 なければ、財産のほうを終わりたいと思います。

次の担当ということで、お願いをいたします。

佐藤(翔)主事。

佐藤(翔)主事 建設水道課土木担当の佐藤 翔です。本日は、よろしく申し上げます。

土木のほうを説明させていただきます。

はじめに、歳出のほうから説明いたします。

決算書の122ページから123ページのほうをお開きください。

8款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費は、決算額 1,047万4,662円です。

前年度対比 約993万円の増は、委託料において瓜谷・中野地区国土調査修正業務の実施があったことによるものです。

次に、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費 決算額 2億7,680万683円です。

10節 需用費において、約267万円の増は、13節 使用料及び賃借料から排水路清掃費を移行したものによる増です。

12節 委託料においては、前年度対比 約9,322万円の増は、除排雪費において、大雪により出勤回数が増となったこと及び橋梁長寿命化事業として、橋梁点検を行ったことによるものです。

また、資料番号10の62ページから63ページに記載しているとおり、2月臨時会増額補正後に降雪量が少なく、雪解けも早かったため、不用額が生じております。

次、13節 使用料及び賃借料は、令和3年度よりGPS上で除雪車を管理する除雪運行管理システムを稼働しております。

14節 工事請負費については、記載している5件の工事を実施しております。

続いて、124ページから125ページをお開きください。

15節 原材料費については、前年度並みです。

次に、資料番号10の54ページのほうをお開きください。

主要な施策事業等説明資料になります。

橋梁長寿命化事業として交付金対象事業となっております、事業費 5,973万円、補助率63.25%となっております。

続いて、決算書のほうに戻りまして、124ページ・125ページのほうで、2目 道路新設改良費です。

決算額 87万6,574円で、前年度並みになっております。

3項 河川費、1目 河川総務費です。

決算額 399万6,300円で、今年度は主に釜谷・札苅地区の水路の維持補修を行っており

ます。

4項 都市計画費、1目 都市計画総務費です。

決算額 1億1,159万5,264円は、下水道事業特別会計への繰出金が主なものとなっております。

最後に、決算書156ページ・157ページをお開きください。

11款 災害復旧費、1項 土木施設災害復旧費、1目 河川災害復旧費 決算額 1,292万100円は、昨年11月にありました大雨に伴う河川及び道路・橋りょうの補修を行っております。

以上で、歳出の説明を終わります。

歳入に入ってよろしいでしょうか。

安齋委員長 お願いします。

佐藤（翔）主事。

佐藤（翔）主事 歳入のほうを説明いたします。

決算書は、18ページから19ページのほうをお開きください。

上段のほうで、13款 使用料及び手数料、1項 使用料、3目 土木費使用料です。

1節 道路使用料及び2節 堤塘使用料は、北電・NTT電柱の道路、河川占用料となっております。

中段の2項 手数料、1目・1節 総務手数料のうち、備考の都市計画図等交付手数料が土木担当になります。

続いて、決算書24ページから25ページのほうをお開きください。

上段の14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費補助金、1節 道路橋梁費交付金 橋梁長寿命化事業及び雪寒指定道路の除雪における交付金となります。

3節 道路維持費補助金は、除排雪費については前年度臨時補助金として、3,900万円交付されております。

続いて、決算書の30ページから31ページのほうをお開きください。

下段の15款 道支出金、3項 道委託金、5目 土木費委託金、1節 河川費委託金は、北海道管理河川の22か所の樋門樋管操作委託金になります。

以上で、歳入の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

安齋委員長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ございませんか。

竹田委員。

竹田委員 除雪に関わる3年度からGPSシステム導入した効果っていうものは、どのように現課とすれば見ているかどうか。

安齋委員長 佐藤（翔）主事。

佐藤（翔）主事 竹田委員の質問でGPSの管理の成果についてなんですけれども、まず実際この除雪の管理システムのほうを利用したことによって、主要な木古内の幹線道路の除雪車の現在の位置だとか、そういった除雪状況をリアルタイムで実際把握したことによって、ある程度住民のニーズにあわせた住民の苦情も含めて、そういったものに対して除雪作業のほうの効率化も図ることができたということで、ある程度一定の効果も出てはいます。

今後、除雪の管理システムの関係で、住民のニーズにあわせてある程度アップデートもこれからしていかなきゃいけないというふうに考えております。

安齋委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時07分

安齋委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

いま佐藤（翔）主事から説明があった部分について、補足説明をいただければと思います。

構口課長、お願いいたします。

構口建設水道課長 先ほどの竹田委員の質問に対する補足でございます。

成果としましては、工程管理ができることがまずメリットとしては大きかったと。あと、重機がどこにいるという部分がタイトに把握できるということがあって、スムーズな除雪対応ができたというメリットがございました。以上です。

安齋委員長 ほかに質疑ございますか。

手塚委員。

手塚委員 手塚です。

決算書の124ページ、河川総務費の中なんですけれども、町河川についてはこの費用の中で雑木等の処理等行っていただいて、大変良くなっているんですけれども、今回の費用については亀川中心に行っていることでしたけれども、その内容についてもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

安齋委員長 岩本主査。

岩本主査 河川総務費の水路維持の関係ですが、具体的に釜谷地区の宮の沢川、毎年ゴミが大量に蓄積される箇所、一応そちらのゴミ、流木等処理させていただいています。

そのほか、札苅地区のみずぐみ沢、大澗川、それでだいぶ河床が上がってきたので、そちらの浚渫を行わせていただきました。以上です。

安齋委員長 手塚委員。

手塚委員 前にもいろいろお願いしているんですけれども、いまの道河川見ても町河川見ても見てのとおり、雑木等が生い茂っております、瓜谷地区の川もやってもらっているんですけれども、2年くらい前だったかやってもらったんですけれども、まだ全部私的には事業終了していないのかなと思うんです。それで、途中まで何年か投げられて、投げられたって言えば、ほかのところもあるからそこ1箇所に集中ってということにはならないかもしれないんですけれども、ある程度最終的な仕事までしてもらいたいと思います。

それともう一つ、道河川なんかも見ても今回の8月に水出てへドロとか溜まった部分があったんですけれども、川にちょっと入ってみればそのへドロの上にクマの足跡とか動物の足跡があるんですよ。そして、農地の周りを見れば電牧張ってあって、クマは出ていないって認識でいたんですけれども、結局河川の雑木の中を歩いて移動しているということもあるので、町河川もそうですけれども、道河川についても雑木の整理について、道との協議等もしてほしいなと思いますので、その辺ちょっともう1回答弁お願いします。

安齋委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、町河川に関わる雑木の実施状況についてでございますが、先ほど岩本主査のほうから説明させていただきましたが、令和3年度につきましてはどちらかというと浜側のほうの地区をやらせていただきました。これにつきましては、緊急性が高いという判断をしましたので、こちらを優先しました。なお、いま手塚委員がおっしゃったとおり、瓜谷地区に関しては私どもも完了したとは思っておりません。しかしながら、河川という管理の中で雑木を全て撤去するということに関しましては、河川の静寂さを施すことにもつながりますので、そこら辺も考慮しながら今後雑木等の撤去については、進めていきたいと思っております。

なお、道河川の部分に関しましてでございます。

実際この部分に関しましては、有害駆除という部分で以前からクマの通り道ということもあった中で、道に撤去できないかというお話がございました。当初の頃はそういった理由で撤去はできないという考え方だったんですが、北海道のほうとしましてもやはりこのクマの問題ということをちょっと重要視してきまして、河川管理の観点でも雑木の処理を進める方向性にはなっております。

以上のことから、道河川についても北海道と連携を取っていきながら、雑木等の処理を進めていきたいと思っております。以上です。

安齋委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 なければ、施設のほうについては終了いたします。

次の担当、住宅建築のほうの説明をお願いいたします。

小西主査。

小西主査 それでは、建設グループ建築担当から説明させていただきます。

はじめに、歳出から説明いたします。

決算書は、124ページから125ページをお開きください。

8款 土木費、5項 住宅費、1目 住宅管理費は、町営住宅に関わる工事・経常経費・修繕費となっており、予算額 1,244万6,000円、決算額 1,226万5,779円となっております。

8節 旅費については、前年と同額です。

10節 需用費では188万5,000円の増額で、主な要因は公営住宅の老朽化と、点検等により把握していた不具合に係る計画修繕に伴う増額となっております。

11節 役務費については、前年とほぼ同額です。

12節 委託料では59万4,000円の増額で、港団地エレベーター保守点検委託料と町営住宅敷地内草刈り業務委託料の時間当たりの単価の増額によるものとなっております。

17節 備品購入費 177万1,000円は、デジタルフルカラー広幅複合機の購入費です。

続きまして、2目 道営住宅管理費は、北海道から指定管理業務を受けている道営住宅の管理費で、予算額 337万3,000円、決算額は302万8,080円となっております。

以上が歳出になります。

続いて、歳入に入ってよろしいでしょうか。

安齋委員長 お願いいたします。

小西主査。

小西主査 それでは、歳入の説明をいたします。

決算書は、18ページ・19ページをお開きください。

あわせて、説明番号10の136ページをお開きください。

136ページに公営住宅の使用料の収納状況、137ページ・138ページに過去5年間の収納状況と入居状況、139ページに滞納状況の資料を付けておりますので、ご参照ください。

それでは決算書に戻りまして、13款 使用料及び手数料、1項 使用料、3目 土木費使用料です。

3節 住宅使用料（現年分）、調定額 4,182万704円に対し、収入済額 4,176万1,026円で、収納率は99.9%となっております。

4節 住宅使用料（滞納分）、調定額 1,208万2,136円に対し、収入済額 12万3,600円で、収納率は1%となっております。

5節 駐車場使用料、調定額 125万2,699円に対し、収入済額は120万3,694円となっております。

その下、2項 手数料、1目・1節 総務手数料 備考欄の下段二つになりますが、車庫証明等交付手数料と住宅督促手数料が建設水道グループ建築分となっております。

次に、決算書は24ページ・25ページです。

上段、14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費補助金です。

2節 住宅費交付金 992万6,000円は、北海道第5期地域住宅交付金です。

次に、32ページ・33ページです。

上段の15款 道支出金、3項 道委託金、5目 土木費委託金、3節 住宅費委託金 収入済額 386万1,781円は、それぞれ建築確認事務・建設リサイクル法事務・道営住宅指定管理業務の委託金となっております。

次に、38ページ・39ページです。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入です。

備考欄下段、建設水道課のうち公営住宅共同電気料が建築担当分となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

安齋委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

安齋委員長 ないようなので、以上について審査を終わります。

それでは、次の担当お願いいたします。

続きまして、簡易水道所管の分についてということで、石川主査、説明をお願いいたします。

石川主査 おはようございます。

建設水道課建設グループの石川と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、令和3年度の簡易水道事業会計決算を説明資料により、説明いたします。

それでは、資料番号10の140ページをお開きください。

1の有収率について、説明させていただきます。

有収率においては前年度77.90%に対し、令和3年度は75.56%となり、前年度対比2.34

%の減少となりました。

次に、2の損益勘定の収益的支出からご説明いたします。

資料番号10の141ページをお開きください。

なお、収益的収支につきましては、税抜き表記となっております。

1款 簡易水道事業費用、1項 営業費用、1目 原水及び浄水費 決算額 3,086万2,212円で、前年度対比 373万1,615円の増は、主に委託料の増額によるものです。

2目 配水及び給水費です。

決算額 1,362万987円で、前年度対比 66万6,644円の増は、主に委託料の増によるものです。

3目 総係費です。

決算額 791万5,401円で、前年度対比 1,600万4,926円の減は、人件費の減によるものです。

4目 減価償却費です。

決算額 4,887万8,299円、前年度対比 538万5,502円の増となっております。

5目 資産減耗費 決算額 96万1,712円、前年度対比 686万5,304円の減です。

6目 その他営業費用の支出はございませんでした。

次に、2項 営業外費用、1目 支払利息 決算額 838万1,096円、前年度対比 51万7,107円の減です。

2目 長期前払消費税勘定償却 決算額 152万4,299円となり、前年度対比 39万2,456円の増です。

3目 雑支出、また3項 特別損失及び4項 予備費については、支出はございませんでした。

以上、簡易水道事業費用税抜きで、決算額 1億1,214万4,006円、前年度対比 1,321万1,120円の減となりました。

引き続き、収益的収入についてご説明いたします。

資料番号10の140ページをお開きください。

1款 簡易水道事業収益、1項 営業収益、1目 給水収益 決算額 1億58万6,093円、前年度対比 1,263万5,531円の増です。

増額の要因につきましては、令和2年度に行っておりました新型コロナウイルス感染症拡大による生活支援・経済支援対策として行いました水道料減免により、給水収益が減少していたことによるものです。

2目 その他営業収益 決算額 77万904円、前年度対比 15万5,292円の増は、竣工検査手数料の増となります。

次に、2項 営業外収益、1目 受取利息及び配当金 決算額 1,045円で、前年度とほぼ同額となります。

2目 他会計補助金 決算額 1,092万円は、人件費按分に要する経費、児童手当に要する経費、企業債利子に要する経費によるものとなっております。

3目 長期前受金戻入につきましては、決算額 1,670万1,132円です。

4目 雑収益 決算額 1万4,682円、前年度対比 70万3,004円の減です。

これは、消費税の計算過程において発生した精算差額を雑収益に計上したものです。

以上、簡易水道事業収益税抜きで、決算額 1億2,899万3,856円、前年度対比 884万3,436円の減となりました。

損益勘定において、説明資料の6ページ、表の下段、純利益、収益決算額 1億2,899万3,856円、費用決算額 1億1,214万4,006円を差し引きまして、1,684万9,850円が純利益となりました。

次に、資本的支出についてご説明いたします。

資料番号10の142ページをお開きください。

なお、資本的収支につきましては、税込表記となっております。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 営業設備費 決算額 1,075万1,400円で、前年度とほぼ同額です。

2目 配水管改良費 決算額 9,638万4,200円で、前年度対比 2,510万4,200円の増、内訳につきましては木古内町簡易水道事業老朽管更新工事、未普及地域解消工事、大平川水管橋長寿命化工事を行ったものです。

3目 配水管移設費 決算額 495万円で、木古内川広域河川改修に伴う水道管移設設計業務委託を行ったものです。

4目 施設改良費 決算額 1億1,858万1,700円で、前年度対比 286万9,300円の減、これにつきましては木古内浄水場紫外線装置及び非常用発電機導入工事及び監理委託、木古内浄水場塩素注入制御機器整備工事、木古内浄水場機械及び電機設備更新事業設計業務委託を行ったものです。

次に 2項・1目 企業債償還金 決算額 4,592万335円で、前年度対比 116万8,106円の増となっております。

以上が資本的支出で決算額の合計は、2億7,658万7,635円となりました。

続いて、資本的収入についてご説明いたします。

1款 資本的収入、1項・1目 企業債 決算額 1億3,930万円、前年度対比 510万円の増で、決算実績報告書5ページに実績内容の四つの事業を載せておりますのでご参考としてください。

次に、2項・1目 工事負担金 決算額 495万円で、木古内川広域河川改修工事に伴う水道管移設事業の負担金となります。

次に、3項・1目 国庫補助金 決算額 7,460万円で、これも決算実績報告書5ページに実績内容の三つの事業を載せておりますのでご参考としてください。

資本的収入の決算額の合計は、2億2,335万円となっております。

資本勘定において、収入決算額 2億2,335万円から、支出決算額 2億7,658万7,635円を差し引きますと、5,323万7,635円が不足となりますので、収支不足を内部留保資金で補填しております。

続きまして143ページ、収納率及び未収金についてです。

収納率については、現年度分98.7%、過年度分39.7%、未収金残高 215万8,641円となり、不納欠損を1件行っております。

144ページから145ページは、未収金の状況の表となっております。

続きまして146ページは、内部留保資金の明細となります。

先ほども申し上げましたが、資本的収支の収入不足額を補てんしております。

147ページは、令和3年度に実施した主要な施策事業等の説明資料、148ページ・149ページは施設等の概況をグラフ化したものとなっておりますのでご参考としてください。

以上で、簡易水道事業の決算説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

安齋委員長 説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

平野委員。

平野委員 まず事業収益の営業収益の中で、指定給水工事業者申請手数料がこれ当初予算になかったものが執行されている内容についてお聞きします。内容をお知らせください。

安齋委員長 木本（邦）主査。

木本（邦）主査 こちらのほう令和元年度に水道法の改正がありまして、これまではいわゆる指定業者です。こちらの町の指定業者としての更新制度というのがなかったんですけども、水道法の改正により5年間の上限として更新制度を導入するということになりました。

初年度の昨年度は、更新事業者が全約50者のうち、前半に指定を受けた11者です。こちらの指定の更新の手数料ということで、11万円の費用になっておりますので、そちらが内容になっております。

（「休憩」と呼ぶ声あり）

安齋委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

安齋委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

平野委員。

平野委員 わかりました。それで、これが私は新規事業者が入ってきた部分なのかなと思っ
ていまの質問聞いたわけですけども、現状木古内町このように人口減少していきますと、各事業者の数も減っていくという部分で、特に建設水道課については様々な業種の事業者が少なくなることによって、発注の不具合でしたり、特に公共工事ですから公平化、当然適正な入札が行うべきのところ、業者が少ないが故に随意契約をしていかなければならないということが発生してくのかなと想定されるんですけども、このたびも監査委員さんの意見書の中に、今後の事業運営については厳しさを増す中、様々な施設の老朽化が進む中、多くの改修工事が入ってくるだろうと想像するんですけども、そんな中で最近町内事業者以外の業者が町内工事に入られているように見受けられるんですけども、その辺の事業者に選定含め、現担当課の考えをお伺いしたいんですけども。

安齋委員長 構口課長。

構口建設水道課長 平野委員のご質問に対して、お答えいたします。

まず、人口減少によりまして事業者も減りますよと当然そういうふうになってきております。現状、町内の事業者としましては三つの事業者、そういった中から現課のほうとしてもやはりこの状態に関して、水道事業の修繕業務に対して維持していくのが難しいという考えをもった中で、その中で先ほど平野委員からお話がありましたが、町内事業者をい

れております。例えば隣接する知内町さんの事業者、同じく知内町さんも同じ状況が発生しておりますので、同じような業者の中で協力してやっていかなければお互いに共倒れしてしまうという部分もありますから、ここは知内の事業者も入れた中でやっております。

なお、この考え方につきましては、指名委員会の中でもこういったお話をさせていただいた中で、町の方針として今後水道事業を維持していくためには、町外事業者の指名なりも必要であるという判断をしております。

また、そういった中からいまの現段階では、事業者の確保という観点で、随意契約ということは考えておりません。まずは、水道事業の維持できる体制を整えていくということを優先で進めております。以上です。

安齋委員長 ほか質疑ございますか。

竹田委員。

竹田委員 水道事業については、やはり簡水に切り替えた効果なのかなというふうに思うんですね。4条予算の中でもやはり工事費含めて、かなり金額が増えています。そして、決算書を見れば資金運用の中で、病院から7,000万円一借りしていますよね。これは、去年はちょっと病院の職員のトラブル等もありましたし、これは病院の事務局長というか責任者と直で例えば水道事業とやり取りしたのか、行政のトップの指示で例えば金融機関からの一借りではなくて、病院事業から7,000万円を借りたのか。そして、いつからいつまで借りて、返済がいつで終わっているのかっていう部分をちょっと。

安齋委員長 石川主査。

石川主査 ただいまの竹田委員のご質問にお答えいたします。

まず、一時借入金につきましては、年度末に起債の金額が入ってくるんですけども、その金額が入ってくるまで前払金ですとかを工事業者さんにお支払いするために、一時借入金をお借りしました。一時借入金をお借りした経緯なんですけれども、メインバンクの北海道銀行とあと病院事業さんのほうからもお貸しできるという要綱をもっているということで、病院事業さんも中に入れた中で利率照会をして、一番安かった病院事業さんからお借りするという形をとらせていただきました。水道事業としてもお借りする金額がやはり大きいので、その分利息を抑えたいということがもちろんありましたので、因みにお借りした日付につきましては、令和3年の9月にお借りして、令和4年の3月末に病院事業さんのほうに一借りとしてお返しいたしました。以上です。

安齋委員長 竹田委員。

竹田委員 これは、病院と直で企業会計同士でやり取りしたってということなんですね。

安齋委員長 構口課長。

構口建設水道課長 これの貸し借りの病院事業からということですが、内部で総務課も含めた中でそういう方法でやりたいということで協議しました。その中で、あとは事業者間同士、水道事業と病院水道事業、当時の病院の医院長と私も含めて協議をさせていただいて、お互いに了承を得た中で貸し借りをさせていただいたということです。以上です。

安齋委員長 ほか質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 なければ、簡易水道事業の審査のほうは終わりました、次の担当ということでお願いいたします。

石川主査。

石川主査 続きまして、下水道事業のほうも石川からご説明させていただきます。

下水道事業特別会計の令和3年度の決算について、ご報告いたします。

はじめに、歳出のご説明をいたします。

決算書、14ページ・15ページをお開きください。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費 決算額 1,057万5,195円で、主に職員1名分の人件費となっております。

18節の負担金補助及び交付金、26節の公課費は、前年度と大きな差異はありません。

次に、2目 クリーンセンター費は主に維持管理費の経費となります。

決算額 4,190万8,859円で、約400万円の増となっております。

16ページ・17ページの12節 委託料において、処理場維持管理委託料で5年間の長期継続契約を更新したことによる増となっております。

次に、決算書18ページ・19ページをお開きください。

2款 施設費、1項・1目 施設整備費は、污水管渠の整備費に係る経費で、決算額 1億5,520万4,885円です。

前年度より約2,800万円の増は、事業費の増加によるものです。

なお、14節 工事請負費のうち1,100万円については、中央通雨水管渠新設工事として、次年度に繰り越しております。

次に、決算書20ページ・21ページ、3款 公債費は、前年度と大きな差異はありません。

次に、決算書22ページ・23ページ、4款 諸支出金は、支出がございました。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

決算書、8ページ・9ページをお開きください。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 受益者負担金 決算額 378万4,316円です。現年度分の収入率は96.1%、滞納繰越分につきましては9.4%で、詳しい内容につきましては後ほど資料でご説明いたします。

次に、2款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 下水道使用料 決算額 3,071万1,308円です。

現年度分の収入率は99.8%、滞納繰越分につきましては100%で、全て完納となりました。

詳しい内容につきましては、後ほど資料でご説明いたします。

次に、2項 手数料は、前年度と大きな差異はありません。

次に、3款 国庫支出金は、社会資本整備総合交付金として7,042万6,000円、5款 繰越金は1,419万990円です。

決算書、10ページ・11ページに移ります。

6款 諸収入は、1項 延滞金加算金及び過料、2項 雑入はともに0円、7款 町債につきましては、合計で8,470万円です。

決算書、1ページをご覧ください。

歳入総額 3億1,732万6,134円から、歳出総額 3億1,446万30円を差し引いた286万6,104のうち、60万円が繰越明許、残りの226万6,104円が翌年度繰越となりました。

続いて、資料の説明に入ります。

資料番号の10、150ページをお開きください。

令和3年度に新たに受益者負担金が賦課された部分について、土地の状況及び継続賦課分を含めた令和3年度の調定額について記載しております。令和3年度の最終調定額は、371万4,959円となりました。

151ページは、受益者負担金及び下水道使用料の収入額、収納率について記載してあります。接続件数については、令和3年度中に19件の接続があり、年度末で65.79%の接続率となっております。

152ページは、受益者負担金の未納一覧です。

表の下段となりますが、滞納繰越分の207万3,889円と令和3年度分の未納額 14万4,609円を足した、221万8,498円が令和4年度分の滞納繰越額となります。

153ページは、下水道使用料の未納状況です。

表の下段となりますが、令和2年度までの滞納繰越分は完納となりましたので、令和3年度分の未納額 6万2,260円が令和4年度の滞納繰越額となります。

154ページは主要な事業の説明資料で、公共下水道事業として行った委託工事となります。

155ページは、公共下水道事業整備箇所図となっております。

以上で、下水道事業特別会計決算の説明を終わります。

そのまま、令和3年度一般会計浄化槽関連もこちらの所管になりますので、説明してもよろしいでしょうか。

安齋委員長 お願いいたします。

石川主査。

石川主査 それでは、令和3年度一般会計決算のうち、浄化槽関連についてご説明いたします。

はじめに、歳出の説明をいたします。

一般会計決算書、102ページから103ページをお開きください。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費、18節の負担金補助及び交付金の決算額のうち、合併浄化槽設置補助金として、3件で310万円、水洗化助成金として、2件で6万円を支出しております。

融資斡旋利子補給金については、支出はございませんでした。

歳入について、ご説明いたします。

22ページ・23ページをお開きください。

上段、14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、3目 衛生費補助金、1節 循環型社会形成推進交付金は、合併浄化槽に関する補助金として、41万1,000円です。

続いて、30ページ・31ページをお開きください。

下段、15款 道支出金、2項 道補助金、2目 衛生費委託金、1節 保健衛生費委託金は、道からの権限委譲委託金として、1万6,100円となっております。

浄化槽関連についても以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

安齋委員長 下水道関連の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 質疑がないようなので、下水道関係の審査を終わります。

建設水道課所管の決算審査については、終了いたします。

建設水道課の皆さん、お疲れ様でした。
暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時50分
再開 午前11時52分

3.総括質疑事項のまとめ

安齋委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

きょうの審査については、終了いたしました。

皆さんに確認をいたします。

きょうの委員会の中で、総括に残す案件があるかどうかをお伺いいたします。

いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 なしということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 ありがとうございます。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時52分
再開 午後 1時00分

4.表決

安齋委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、午前中に表決ということで、皆さんから了承いただきましたので、当委員会に付託されました認定第1号 令和3年度木古内町一般会計決算認定ほか9件について、表決を行います。

お諮りいたします。

表決は1件ごとに行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 異議ないものと認めます。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時01分
再開 午後1時02分

安齋委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、表決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号 令和3年度木古内町一般会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 異議なしと認め、認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

認定第2号 令和3年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 異議なしと認め、認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

認定第3号 令和3年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 異議なしと認め、認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

認定第4号 令和3年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 異議なしと認め、認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

認定第5号 令和3年度木古内町簡易水道事業会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 異議なしと認め、認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

認定第6号 令和3年度木古内町高齢者介護サービス事業会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 異議なしと認め、認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

認定第7号 令和3年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 異議なしと認め、認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

認定第8号 令和3年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 異議なしと認め、認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

認定第9号 令和3年度木古内町下水道事業特別会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 異議なしと認め、認定することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

認定第10号 令和3年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計決算認定については、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 異議なしと認め、認定することに決定をいたしました。

以上のとおり、認定第1号 令和3年度木古内町一般会計決算認定ほか9件については、全て認定することに決定をいたしました。

ありがとうございました。

それでは、委員会報告について、本日をもって決算審査特別委員会での審議、表決は全て終了いたしました。

委員会報告の原案については、各委員から意見をいただいた上で、正副委員長で原案を作成させていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 ありがとうございます。

それでは、全体をとおして各委員から委員会報告の中に特に記載したいことがありましたら、ご発言をお願いいたします。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時07分

再開 午後1時40分

安齋委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、いま話し合ったことについて参考にしながら正副委員長で原案を作成して、あすの正午までには各委員へFAXをしたいと思えます。

そこで、修正があればあすの17時までに事務局へご連絡をお願いいたします。

なお、あす15日以降の日程につきまして、あす15日は休会と、明後日の16日金曜日に委員会を再開し、委員会報告書原案を各委員で確認し、委員会報告の成案をまとめますがよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

安齋委員長 ありがとうございます。

また、明後日16日の開催時間を皆さんと協議したいと思えますが、いかがでしょうか。暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時41分

再開 午後1時42分

安齋委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、委員会報告の原案について、各委員の意見も参考に予め正副委員長により作成させていただきます。

また、委員会の次回開催は明後日、9月16日金曜日の9時半から開会としたいと思います。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第4回令和3年度木古内町決算審査特別委員会を終了いたします。お疲れ様でございました。

説明員 鈴木町長、羽沢副町長、幅崎総務課長、野村教育長、加藤生涯学習課長
敦澤（祐）主査、佐藤（元）主査、加藤学校給食センター長、吉田（広）主事
構口建設水道課長、小西主査、岩本主査、木本（邦）主査、土門主任
佐藤（翔）主事、吉本主事、石川主査、加納技師、神力主任

傍聴者 なし

報道 なし

令和3年度決算審査特別委員会

委員長 安 齋 彰